

光市公告第13号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、下記のとおり公告する。

令和6年4月3日

光市長 市川 熙

記

1 契約名

令和6年度光市市民活動補償制度保険料

2 契約場所

光市地域づくり推進課

3 契約期間

令和6年5月1日午後4時から令和7年5月1日午後4時まで

4 保険の内容

別紙「令和6年度光市市民活動補償制度保険料仕様書」のとおり

5 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和6年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿の「業務委託（その他）、保険」に登録されていること。

(3) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第15号）又は光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第16号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

(4) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件又は光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

6 申請方法

(1) 7に掲げる書類を、光市地域づくり推進課に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、送付記録が残る方法にて提出期限までに必着とすること。

(2) 申請書の様式は、光市地域づくり推進課のホームページからダウンロードすること。

(3) 申請書の審査後、入札参加については、令和6年4月11日（木）に別途「一般競争入札参加資格確認通知書」をFAXにて通知する。

7 申請書等

一般競争入札参加資格確認申請書

8 申請書の提出期限

(1) 令和6年4月9日（火）午後5時15分までとする。

(2) 入札参加資格確認申請に係る申請書類の訂正及び差替えは、申請書類提出期限後はできない。

9 質問の方法

(1) 本契約及び入札に関する質問は、入札参加資格確認通知後、FAXによる質問書の提出によること。

FAX 0833-72-6166 (光市入札監理課)

(2) 質問書の提出期限は、令和6年4月16日(火)正午までとする。

(3) 質問の回答は、令和6年4月17日(水)までに、一般競争入札参加資格確認通知書を通知した者のうち、入札参加資格を有すると認められたもの全員に、質問内容と併せてFAXにより書面で回答する。

1.0 入札日時及び場所

(1) 入札日時 令和6年4月23日(火) 午前10時

(2) 入札場所 光市役所3階 大会議室1号室

1.1 入札書の送付先及び到着期限

送付記録が残る方法にて到着期限までに必着とすること。

(1) 送付先 〒743-8501

光市中央六丁目1番1号 光市入札監理課

(2) 到着期限 令和6年4月22日(月) 午後5時まで

1.2 入札保証金

免除

1.3 入札に関する事項

(1) 入札書の記載

ア 入札書に記載する金額は、傷害保険及び賠償責任保険の合計金額を記載すること。

イ 入札書に記載する日付は、入札日の日付とすること。

(2) 入札の執行

- ア 郵送により入札書を提出すること。
- イ 郵送方法については、別添1 郵便入札の郵送方法によること。
- ウ 本入札では予定価格を定めており、入札書の金額が予定価格以下で、かつ、最低価格である者を落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。
- エ 入札の回数は、3回までとする。1回目で落札した場合は、1回で終了する。この1回目の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できない。
- オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができるときは、エによる最低入札価格と予定価格との差が6パーセントの範囲内のときとする。
- カ 入札の無効は、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）及び別添2 郵便入札無効の要件の例による。

(3) その他

- ア (1)及び(2)に掲げるもののほか、入札及び契約に関する事項は、光市財務規則、光市物品調達等の指名競争入札に関する要綱（平成20年光市告示第5号）及び光市郵便入札に関する試行要領の例による。
- イ 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。